

岩手保健医療大学における公的研究費の適正管理に関する規程

(平成 29 年 12 月 20 日制定)

(令和元年 9 月 18 日改定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき、岩手保健医療大学（以下「本学」という。）において、公的研究費を適正に運営及び管理するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「公的研究費」とは、次に掲げる資金等をいう。

- 一 国又は国が所轄する独立行政法人から本学に配分される競争的資金を中心とした公募型研究資金
 - 二 学外研究機関及び民間企業等から本学に受け入れた研究費等
 - 三 学内予算で措置された研究費等
- 2 この規程において「教職員等」とは、本学の教職員並びに本学の公的研究費の使用及び管理に関わるすべての者をいう。
- 3 この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求その他本学の規程又は法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

第 2 章 運営及び管理の責任体制

(最高管理責任者)

第 3 条 本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第 5 条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう必要な措置を講じる。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費を適正に運営・管理するために本規程及び公的研究費に係る事務処理手続に関する諸規程を見直しつつ、教職員等に明示し、明確かつ統一的に運用しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。
- 5 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理手続に関する教職員の権限と責任を明確に定め、関係者に周知するものとする。

(統括管理責任者)

第 4 条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、学部長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策を総括する責任者として基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- 一 本学における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。
- 二 不正防止を図るため、教職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 三 教職員が適切に公的研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、是正すべき事項が判明した場合は、直ちに教職員及び納入業者等に対して指導を行うなど、必要に応じて改善を指導する。

(職名の公開)

第6条 前3条の責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開する。

(予算の適正管理)

第7条 統括管理責任者は、不正防止計画を踏まえつつ、次に掲げる各号について公的研究費の適切な予算執行に努めなければならない。

- 一 予算の執行状況の検証・確認と把握
- 二 不正な取引は教職員と納入業者等の関係が緊密であることにかんがみ、癒着を防止する対策
- 三 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムの構築・運営
- 四 納品検収、非常勤職員の勤務状況確認及び研究者の出張計画の実行状況等の管理体制の整備

(執行状況の確認等)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認めるときは、教職員に対して当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導する。

(教職員の意識向上)

第9条 公的研究費の運営・管理に関わる教職員は、コンプライアンス推進責任者等が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

- 2 教職員が研究活動を遂行するに当たっての行動規範として、「岩手保健医療大学における公的研究費の適正な使用に関する行動規範」を別に定める。
- 3 最高管理責任者は、前項の行動規範に則り公的研究費の不正使用を防止するため、採用時に公的研究費の使用、運営及び管理に関わる教職員から別紙様式1の誓約書を提出させるものとする。

第3章 適正な管理運営の基盤となる環境の整備

(環境の整備)

第10条 最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えるため、次の各号に掲げる環境及び体制の構築を図らなければならない。

- 一 ルールの明確化・統一化
- 二 職務権限の明確化
- 三 関係者の意識向上

四 告発等の取扱い並びに調査及び懲戒に関する運用の透明化

第4章 不正防止計画の策定・実施

(不正防止計画の策定)

第11条 最高管理責任者は、不正使用を発生させる要因を調査・把握し、不正防止計画を策定する。

(不正防止計画推進委員会)

第12条 最高管理責任者は、全学的観点から不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進委員会を設置する。

2 不正防止計画推進委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 統括管理責任者
- 二 常務理事
- 三 事務局長
- 四 最高管理責任者が指名する教員
- 五 事務局の課長のうちから最高管理責任者が指名する者
- 六 その他最高管理責任者が必要と認めた者

3 不正防止計画推進委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 不正防止計画推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 不正使用を発生させる要因の調査・分析に関すること
- 二 不正防止計画の企画立案に関すること
- 三 不正防止計画の推進に関すること
- 四 教職員を対象とした説明会・研究会の企画立案、実施に関すること
- 五 公的研究費の適正な使用に関する行動規範の策定等に関すること
- 六 全学的観点からのモニタリングに関すること
- 七 その他公的研究費の適正な管理運営に必要な方策に関すること

5 不正防止計画推進委員会は、前項第6号に規定するモニタリング等によって、是正すべき事項が判明したときは、直ちに当該教職員及び納入業者等に対して指導を行うとともに、是正措置を求めることができる。

(不正防止計画の実施)

第13条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、主体的に不正防止計画を実施する。

2 最高管理責任者は、不正防止計画が着実に実施されるよう、進捗管理に努めるものとする。

第5章 相談窓口及び告発窓口の設置

(相談窓口)

第14条 公的研究費に係る事務処理手続き及び使用に関するルールについて、本学内外からの問い合わせに対応し、明確かつ統一的な運用を図るため、本学に相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口は、会計課に置く。

3 相談窓口は、本学における公的研究費に係る事務処理手続き及び使用上のルールに関する本学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な教育研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(告発窓口の設置)

第15条 公的研究費の不正使用に関する本学内外からの告発を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）を置く。

2 告発の窓口は、内部監査室とする。

(告発の取扱い)

第16条 不正使用（不正使用の疑いを含む。）があると思料する者は、何人も、別紙様式2の告発書により、前条に規定する告発窓口で告発を行うことができる。

2 告発は、顕名により行い、不正使用を行ったとする本学の教職員（当該告発に係る事実の発生の日において本学の教職員であった者を含む。以下「調査対象者」という。）の氏名、不正使用の態様等、事案の内容を明示し、かつ、不正使用等が存在するとする根拠を示すものとする。ただし、告発者は、その後の手続における氏名の秘匿を希望することができる。この場合において、当該告発者に対する本規程に規定する通知及び報告は告発窓口を通じて行う。

3 匿名による告発であっても、当該不正使用の態様が重大で、かつ、明示された根拠に相当の信用性があると思われる場合は、真正な告発として受理できる。この場合において、当該告発者に対する本規程に規定する通知及び報告は行わない。

4 内部監査、外部の機関又は報道、学会その他の研究コミュニティにより不正使用の疑いが指摘された場合は、告発があった場合と同様に取り扱うものとする。

5 告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行うものとする。

6 告発窓口は、告発を受理したときは、直ちに最高管理責任者、統括管理責任者及び監事に報告するものとする。

第6章 不正使用等に係る事案の調査等

(予備調査)

第17条 最高管理責任者は、前条第1項による告発があった場合は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、最高管理責任者及び統括管理責任者が指名する者により組織する。

3 予備調査は、告発等の内容の合理性、調査可能性等について調査するものとし、場合によっては告発者及び調査対象者等関係者からの事情聴取、その他調査に必要な事項を求めることにより、本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施すべきか否かを判断する。

4 予備調査委員会は、予備調査終了後、速やかにその結果を最高管理責任者に報告する。

5 最高管理責任者は、前項の報告に基づいて本調査を実施するか否かを決定し、その結果を告発等の受付から30日以内に、当該公的研究費に係る配分機関及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）に報告しなければならない。

6 最高管理責任者は、内部監査及び第12条第4項第6号のモニタリングにより不正使用の疑いが指摘されるなど、予備調査の必要性がないと判断される場合は、前5項の規定にかかわらず、直ちに本調査を実施することを決定できる。

(予備調査等の結果の通知)

第18条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合は、その旨を文書により告発者及び調査対象者に通知するとともに、本調査への協力を求めるものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、内部監査室を通じて通知する。

2 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定した場合は、その旨を理由を付して文書により告発者に通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、内部監査

室を通じて通知する。

(調査委員会)

- 第19条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合、公的研究費の不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、速やかに本調査を実施しなければならない。
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 最高管理責任者が指名する教員
 - 三 事務局長及び事務局の課長のうちから最高管理責任者が指名する者
 - 四 外部有識者
 - 五 その他最高管理責任者が必要と認めた者
 - 3 調査委員会に調査委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
 - 4 調査委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
 - 5 調査委員長に事故があるときは、調査委員長があらかじめ氏名した委員がその職務を代行する。
 - 6 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
 - 7 第2項第4号の委員は、本学並びに告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査の実施)

- 第20条 調査委員会の調査に当たっては、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- 一 告発者及び調査対象者等関係者からの聴取
 - 二 各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査
 - 三 その他調査に必要な事項
- 2 調査委員会は、調査対象者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
 - 3 調査対象者は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。
 - 4 調査委員会は、調査に関連があると判断したときは、告発に係る公的研究費のほか、調査対象者の他の公的研究費を調査の対象に加えることができる。

(調査中における一時的執行停止)

- 第21条 調査委員会は、必要に応じて、調査対象者に対して調査対象の公的研究費の使用停止を命ずることができる。

(配分機関等への報告及び調査への協力等)

- 第22条 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関等に報告し、協議しなければならない。
- 2 調査委員会は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該公的研究費に係る配分機関から当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査を求められたときは、それに応じるものとする。

(審理及び認定)

- 第23条 調査委員会は、不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理し、調査の結果に基づいて認定を行う。
- 2 調査委員会は、不正使用が存在したと認定する場合においては、調査対象者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 調査委員会は、不正使用等が存在しなかったと認定する場合において、調査を通じて告発が第33

条の告発に該当することが明らかであるときは、併せてその旨の認定を行う。

- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項又は第3項の認定を行ったときは、直ちに当該認定を含む調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不正使用の有無（第3項の場合にあつては、告発が第33条の告発に該当するか否かを含む。）について認定を行う。

（本調査結果の通知及び報告）

第24条 最高管理責任者は、前条第6項の認定を含む調査結果を告発者、調査対象者に文書により通知しなければならない。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、内部監査室を通じて通知する。

（不服申立て）

第25条 不正資料等を行ったと認定された調査対象者は、当該認定に対して不服があるときは、前条の調査結果の通知の日の翌日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てを行うことができる。

- 2 告発が第33条の告発に該当するものであると認定された告発者は、当該認定に対して不服があるときは、前条の調査結果の通知の日の翌日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てを行うことができる。
- 3 最高管理責任者は、前2項の不服申立てがあつたときは、最高管理責任者の判断により調査委員会に対し、再調査の実施を指示することができる。この場合において、不服申立ての趣旨が委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により調査委員会の委員を変更することができる。
- 4 調査委員会が行う再調査、再審理及び認定については、第20条及び第23条第1項から第5項までの規程を準用する。
- 5 最高管理責任者は、前項の規定による報告に基づき、不服申立てに対する決定を行い、その結果について調査委員会に通知する。
- 6 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由を付して調査委員会に通知する。
- 7 調査対象者又は告発者は、前2項の認定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

（調査結果の報告）

第26条 調査委員会は、第25条による調査結果の通知後、調査対象者及び告発者から異議申立てがなく、その内容が確定したとき、又は前条第1項又は第2項による異議申立てに対し、同条第5項又は第6項の決定が行われたときは、報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

（措置）

第27条 最高管理責任者は、前条第1項による報告に基づき、その調査結果を告発者、調査対象者に通知するとともに、公的研究費の配分機関等に対して、原則として告発の受付から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用の関与した者が関わる調査対象以外の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策等の必要事項を加えて報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても不正使用の事実が一部でも確認されたときは、速やかに認定して配分機関等に報告しなければならない。
- 3 前2項のほか、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。

- 4 最高管理責任者は、前3項による報告の結果、当該経費に係る配分機関から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、調査対象者に当該額を返還させるものとする。
- 5 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高いときは、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 6 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて告発者及び調査対象者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

- 第28条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表する。
- 2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案のときは、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができる。

第7章 不正使用等が認定された場合の措置

(勧告)

- 第29条 調査委員会は、調査の結果、不正使用の存在が確認され、次の各号に掲げる措置が必要であると認めるときは、措置すべき内容を最高管理責任者に勧告するものとする。
- 一 就業規則に基づく懲戒等の処分
 - 二 公的研究費の使用停止又は返還等の措置
 - 三 不正使用の排除のための措置
 - 四 その他必要な事項

(処分等の措置)

- 第30条 最高管理責任者は、不正使用の存在が認定され、前条の勧告を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。
- 2 最高管理責任者、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いたときは、前条第1項第1号の措置を講ずることができる。
 - 3 最高管理責任者は、私的流用など行為の悪質性が高いときは、刑事告発や民事訴訟等の法的措置を講ずることができる。

(不正な取引を行った業者への処分)

- 第31条 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者があるときは、取引停止等の処分を行うなど、必要な措置を講ずる。

第8章 不正使用等の防止のための措置等

(取引業者等との癒着防止)

- 第32条 最高管理責任者は、発注又は契約する際は、会計規程等の定めにより行うこととし、教職員と取引業者等との癒着を防止するため、必要に応じて取引業者に対して別紙様式3の誓約書を求めるなど、癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(告発の濫用禁止)

- 第33条 何人も、虚偽の告発、他人を誹謗中傷する告発その他不正の目的による告発を行ってはなら

ない。最高管理責任者は、そのような告発を行った者に対し、就業規則等に基づき、必要な処分を行うことができる。

(守秘義務等)

第34条 調査委員会の委員その他本規程に基づき不正使用の調査に関係した者は、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 告発等によりその対応に当たるすべての者は、告発者、調査対象者その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(告発者への対応)

第35条 告発者は、告発等に基づく調査への協力を理由として人事、給与、研究又は研究上のいかなる不利益な取扱いを受けない。

第9章 監査

(内部監査)

第36条 最高管理責任者は、公的研究費が適正に運営・管理されているか、内部監査を実施しなければならない。

2 内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施する。

第10章 その他

(事務)

第37条 本規程に関する公的研究費の執行に係る事務は会計課において処理し、その他研究活動に係る事務は総務課において処理する。

(雑則)

第38条 本規程に定めるもののほか、公的研究費の適正管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月18日から施行する。

誓 約 書

岩手保健医療大学長 様

私は、岩手保健医療大学の教職員として、公的研究費の使用に当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 公的研究費は、原資の全部又は一部が税金等の貴重な財源で賄われていることを十分認識し、研究計画等に基づき、公正かつ効率的に使用するとともに、コンプライアンス及び本学の教職員としての行動規範を遵守し不正を行わないこと
- 2 公的研究費の使用に当たり、当該公的研究費の配分機関が定める各種規程、使用ルール及び関係法令、並びに本学が定める規程及び使用ルールを遵守するとともに説明責任を果たすこと
- 3 公的研究費の使用に当たり、規則に違反して不正を行った場合は、本学や配分機関による処分及び法的な責任を負担すること
- 4 公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令・使用ルール等に関する知識の修得や事務処理手続の理解に努めること
- 5 教職員相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めること
- 6 公的研究費の使用に当たり、取引業者等との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動すること

所 属 _____

氏 名 (自署) _____

告 発 書

岩手保健医療大学長 様

所属 _____

職名 _____

氏名 _____ ㊟

電話番号等 _____

私は、岩手保健医療大学における公的研究費の適正管理に関する規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり告発します。

記

1 不正使用の疑いがある者

所属 _____

職名 _____

氏名 _____

2 不正使用の態様及び内容

3 不正使用が存在する根拠（確認できるものを添付すること）

以 上

誓約書

当社（当法人）は、学校法人二戸学園岩手保健医療大学（以下「本学」という。）との取引にあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 学校法人二戸学園経理規程、調達規程及びその他の規則並びに関係法令を遵守し、経費の不正使用に関与しないこと
- 2 本学における内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること
- 3 経費の不正使用への関与が認められた場合には、取引停止を含む取引上の処分を講じられても異議がないこと
- 4 本学の教職員、その他の関係者から、経費の不正使用に協力するよう依頼等があった場合には、通報窓口（岩手保健医療大学総務課：019-606-7030）に連絡すること

年 月 日

岩手保健医療大学学長 殿

（ 住 所 ・ T E L ）

（ 社 名 ）

（ 代 表 者 役 職 ・ 氏 名 ）

④
